## 用地調查点檢等技術業務費積算基準 新旧対照表

R2.3.30付国近整用企第110号

(最近改正: R3.3.24付国近整用企第136号)

赤字下線:今回改正箇所

新

ĺΗ

### 2) 旅費交通費

宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算に当たっては、直接人件費に対し、

下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算する。

往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。

現地条件等により下記表によりがたい場合は、設計業務等標準積算基準書(参考資料)第

1編総則第2章積算基準第1節 積算基準1-3-3を適用する。

区分	旅費交通費
用地調査点検等技術業務	直接人件費の1.62パーセント

注 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車(ライ トバン)運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計 上しない。

### (3) その他原価

その他原価は、次式により精算した額の範囲内とする。

 $(その他原価) = (直接人件費) \times \alpha/(1-\alpha)$ 

ただし、 $\alpha$ は業務原価(直接経費の積上計上分を除く。)に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

#### (4)一般管理費等

一般管理費等は、次式により積算した額の範囲内とする。

 $(-般管理費等) = (業務原価) × <math>\beta / (1 - \beta)$ 

ただし、βは業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

(5)消費税等相当額

消費税等相当額は、業務価格に消費税等の税率を乗じて得た額とする。

消費税等相当額 = [{(直接人件費) + (直接経費) + (その他原価)} + (一般管理費等)] × (消費税等税率)

### 2) 旅費交通費

- ① 旅費交通費を積算するに当たっては、設計業務等標準積算基準書(参考資料)第1編 総則第2章積算基準第1節 積算基準1-3旅費交通費を適用する。
- ② 打合せ協議の歩掛には往復旅行のための時間にかかる基準日額が含まれる。これに要する旅費交通費は往復旅行に係わる交通費のみを計上する。

### (3) その他原価

その他原価は、次式により積算した額の範囲内とする。

 $(その他原価) = (直接人件費) \times \alpha / (1-\alpha)$ 

ただし、 $\alpha$  は業務原価(直接経費の積上計上分を除く。)に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

### (4) 一般管理費等

一般管理費等は、次式により積算した額の範囲内とする。

 $(-般管理費等) = (業務原価) × <math>\beta / (1 - \beta)$ 

ただし、βは業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

(5)消費税等相当額

消費税等相当額は、業務価格に消費税等の税率を乗じて得た額とする。

消費税等相当額 = [〔(直接人件費) + (直接経費) + (その他原価)〕 + (一般管理費等)〕 × (消費税等税率)

# ④ 建物等の法令適合性

建物等の法令適合性の点検・調製確認を行う対象法令を建築基準法第35条(特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準)、第61条(防火地域及び準防火地域内の建築物)とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の点検・調製確認を行うもので、その区分は表5-10によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表5-11により行うものとする。

表5-10

区	分		区	分	の	細	目	
法令適合	性(1)	术造建物(建築基準法 <mark>第</mark> 8	<u>1条</u> (ご該当	する建築	勿)			
法令適合	性(2)	术造建物(建築基準法第3	5条、 <u>第</u> 81	<u>桑</u> C該当"	お建築物	9)		
法令適合	性(3)	术造建物・非术造建物(3	<b>整基準</b> 法	第条に	亥当する建	築物)		

## ④ 建物等の法令適合性

建物等の法令適合性の点検・調製確認を行う対象法令を建築基準法第35条(特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準)、第61条 (防火地域内の建築物)及び第62条 (準防火地域内の建築物)とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の点検・調製確認を行うもので、その区分は表 5-10によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 5-11により行うものとする。

表5-10

	区	分			区	分	の	細	目		
	法令適合性	(1)	木造建物	(建築基準法	第61条及び第	<u>62条</u> に該	当する建築	(物)			
	法令適合性	(2)	木造建物	(建築基準法)	第35条、 <u>第6</u> 1	条及び第	<u>62条</u> に該当	する建築	物)		
Г	法令適合性	(3)	木造建物	<ul> <li>非木造建物</li> </ul>	(建築基準法	第35条に	該当する建	築物)			

## (3) 設計表示単位

- 1) 設計表示単位の取扱い
- ① 設計表示単位及び数位は、次項以降の2)設計表示単位一覧のとおりとする。
- ② 設計数量が設計表示単位に満たない場合は、有効数字1桁(有効数字2桁目四捨五入)の数量を設計表示単位とする。
- ③ 2)設計表示単位一覧以外の工種について設計表示単位を定める必要が生じた場合は2)設計表示単位一覧及び業務内容等を勘案して適正に定めるものとする。
- ④ 設計計上数量は、算出された数量を設計表示単位に四捨五入して求めるものとする。
- ⑤ 設計表示単位及び数位の適用は各細別毎を原則とし、工種・種別は1式を原則とする。
- ⑥ 契約数量は設計計上数量とする。
- ⑦ 設計表示数位に満たない設計変更は契約変更の対象としないものとする。

## 2) 設計表示単位一覧

工種	種	別	細別	設計表示單	. 位	備考
				単 位	数 位	
用	打合せ協議		打合せ協議	業務	1	
地	作業計画の策定			業務	1	
調	用地調査等のエ	程管理補助	工程管理補助	回	1	
查	調査書等の点検	・調製確認	用地測量	業務	1	
点			権利者確認調査(当初)	業務	1	
検			権利者確認調査(追跡)	10人当り	1	
等			木造建物	棟	1	
			木造特殊建物	棟	1	
			非木造建物	棟	1	
			建物等の法令適合性	棟	1	
			機械設備	事業所	1	
			生産設備	設備又は箇所	1	
			附帯工作物 (住宅敷地、農家敷地)	戸	1	
			附帯工作物 (工場等の敷地)	箇所	1	
			附帯工作物(独立工作物)	箇所	1	
			立竹木 (用材林)	m²	100	(注)
			立竹木 (薪炭林)	m²	100	(注)
			立竹木(収穫樹)	m²	100	(注)
			立竹木(竹林)	m²	100	(注)
			立竹木(苗木(植木畑))	m²	100	(注)
			庭園	箇所	1	
			墳墓等	m²	1	
			建物等の残地移転要件の該当性の検討	権利者	1	
			照応建物の設計案の作成等	案	1	
			営業	事業所 (企業)	1	

## (3) 設計表示単位

- 1) 設計表示単位の取扱い
- ① 設計表示単位及び数位は、次項以降の2)設計表示単位一覧のとおりとする。
- ② 設計数量が設計表示単位に満たない場合は、有効数字1桁(有効数字2桁目四捨五入)の数量を設計表示単位とする。
- ③ 2)設計表示単位一覧以外の工種について設計表示単位を定める必要が生じた場合は2)設計表示単位一覧及び業務内容等を勘案して適正に定めるものとする。
- ④ 設計計上数量は、算出された数量を設計表示単位に四捨五入して求めるものとする。
- ⑤ 設計表示単位及び数位の適用は各細別毎を原則とし、工種・種別は1式を原則とする。
- ⑥ 契約数量は設計計上数量とする。
- ⑦ 設計表示数位に満たない設計変更は契約変更の対象としないものとする。

## 2) 設計表示単位一覧

工種	種 別	細別	設計表示単	設計表示単位		
			単 位	数 位		
用	打合せ協議	打合せ協議	業務	1		
地	作業計画の策定		業務	1		
調	用地調査等の工程管理補助	工程管理補助	回	1		
查	調査書等の点検・調製確認	用地測量	業務	1		
点		権利者確認調査(当初)	業務	1		
検		権利者確認調査(追跡)	10人当り	<u>10</u>		
等		木造建物	棟	1		
		木造特殊建物	棟	1		
		非木造建物	棟	1		
		建物等の法令適合性	棟	1		
		機械設備	事業所	1		
		生産設備	設備又は箇所	1		
		附带工作物(住宅敷地、農家敷地)	戸	1		
		附帯工作物 (工場等の敷地)	箇所	1		
		附带工作物(独立工作物)	箇所	1		
		立竹木 (用材林)	m²	100	(注)	
		立竹木 (薪炭林)	m²	100	(注)	
		立竹木 (収穫樹)	m²	100	(注)	
		立竹木 (竹林)	m²	100	(注)	
		立竹木(苗木(植木畑))	m²	100	(注)	
		庭園	箇所	1		
		墳墓等	m²	1		
		建物等の残地移転要件の該当性の検討	権利者	1		
		照応建物の設計案の作成等	案	1		
		営業	事業所 (企業)	1		